徳島県選挙管理委員会告示第百十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和五年十月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長　中　田　丑　五　郎

一二、二一三人